

◎国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日） 第一条 〔略〕</p> <p>〔新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する情報の公表等〕 第一条の二 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の後遺症の症状並びにその診断及び治療の方法に関する情報を収集し、整理し、及び分析し、並びにその結果を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表するとともに、当該後遺症を有する者が科学的知見に基づく適切な医療を受けることができるようにするために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>附則 （施行期日） 第一条 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

〔新型コロナウイルスエンザ等感染症等に係る医療提供体制の構築のための措置〕

第一条の三 政府は、新型コロナウイルスエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供するための体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講ずる医療機関に対して当該措置を講ずることによって生ずる支出の増加又は収入の減少を補填するため、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。この場合において、その補填に要する費用については、保険者等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）に負担させなければならない。

（検討）

第二条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

（検討）

第二条 〔略〕

2 〔略〕

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）</p> <p>第七条 〔略〕</p> <p>6  厚生労働大臣は、第一項の規定による予防接種について、その有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）その他の情報を収集し、整理し、及び分析するとともに、その結果を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に</p>	<p>附則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）</p> <p>第七条 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者、その期日又は期間及び使用するワクチン（その有効性及び安全性に関する情報その他の情報に鑑み、厚生労働省令で定めるものに限る。）を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。</p> <p>2 5 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

公表しなければならない。